

「11月12日裁判勝利をめざす決起集会にご協力を

広島高裁は「一審有罪判決を破棄・差戻し」の判決

弁護団と禰屋町子さんは、裁判で検察の主張（国税K査察官が作成した「査察官報告書」をもとに、一建設の脱税を告発した。）を事実と証拠に基づいて全面的に反論しました。今年1月12日に広島高裁は、査察官報告書を採用して事実認定をしたことは、違法として、検察の立証、一審裁判所を断罪し、一審判決を破棄して審理を岡山地裁に差戻しました。刑事事件で99・9%有罪判決の中で画期的といえる判決でした。

裁判とは、両方の主張に公平に耳を傾け、公正な判断をするものです。差戻し審で判決後9ヶ月が経過しましたが、弁護団の再三の要求にも公判は開かれていません。

公平・公正な裁判を行い、無罪判決を求めます。

早急に公判を開かせ、事実を究明し無罪を勝ちとるために決起集会を開催することにしました。是非、会員・組合員のみなさんに参加を呼びかけてください。また集会のための募金にもご協力ください。

「倉敷民商弾圧事件」とは

428日間も不当な長期勾留

2014年1月21日、倉敷民主商工会（倉敷民商）の禰屋町子さんが、他人のウソの供述によって脱税ほう助の容疑で逮捕され、428日間も勾留を強いられた、えん罪事件が起きました。その一方で、脱税で起訴された一建設の社長夫妻は、一日たりとも逮捕、勾留されていません。まさに「司法取引」の先取りです。

「税理士法違反?」「申告は適正」なの?」

さらに、倉敷民商の小原淳さん、須増和悦さんも、会員から提供された会計資料の数値を民商事務所にあるパソコンに機械的に打ち込み、印刷し、会員をサポートしたことが「税理士法違反」として、有罪とされました。

裁判所は、「税理士法は納税申告に当たっての納税者の相互協力をも規制対象としているわけではない。」「と、みんなで教え合うなど活動は規制の対象ではないとしています。なぜ有罪となったのでしょうか。

税理士法は「納税義務の適正な実現」を目的とし、事務局員らの行為は、何ら問題ではないです。この事件は憲法に基づく、納税者の自主申告権に対する攻撃であり、消費税増税など「税金の集め方、使い方」を見直そうと運動している民主商工会に対する弾圧事件です。

弁護団は、検察官に具体的な立証計画出させ、そもそも脱税の事実事態が疑わしいこと、禰屋さんにはほう助の事実も故意もなく、事件がでっちあげであったことを目指しています。税理士法については、一審で弁護団が求めた立証が十分採用されなかった事から、審理のやり直しを要求しています。